

<2024年度 第3回定例研究会>

観光×福祉×スポーツ —福祉的思考で問題解決 SDGs な社会へ—

講演：親川 修 (NPO 法人バリアフリーネットワーク会議理事長)

日 時：2024(令和6)年12月2日(月)18時～19時30分

1. 講演者の紹介

2024年度第3回定例研究会は、NPO 法人バリアフリーネットワーク会議理事長の親川修氏をお招きし、「観光×福祉×スポーツ —福祉的思考で問題解決 SDGs な社会へ—」と題した講演をしていただいた。親川氏は、NPO 法人沖縄県障がい者スポーツ協会副理事長、沖縄県福祉のまちづくり審議会会長、沖縄公園等バリアフリー化推進協議会事務局長などの経験をされているとのことである。そして、沖縄県内の障がい児・者の支援施設や地域活動支援センター等12施設の運営、那覇空港国内線・国際線・バスターミナルや福岡空港にて「しょうがい者・こうれい者観光案内所」の運営などに携わっているとのことである。そうした活動を通して、平成26年度「国土交通省バリアフリー化推進功労者」大臣表彰、令和元年度「内閣府バリアフリー推進功労表彰」特命担当大臣表彰優良賞、令和元年度「共同通信社地域再生大賞優秀賞」、令和2年度「地域貢献支援財団社会貢献者表彰」、令和3年度「観光庁長官賞」などを受賞されている。

2. 講演の概要

講演では、親川氏は、上記のような活動からいくつかをピックアップして、その内容をご紹介してくださった。具体的には、おおよそつぎの二つに分けることができる。①NPO 法人バリアフリーネットワーク会議の取り組みである、空港における「しょうがい者・こうれい者観光案内所」と、それに関連するしょうがい者・こうれい者・外国人のお話、②沖縄県におけるパラスポーツツーリズムの受け入れと、それに関連する、宿泊施設におけるしょうがい者の「逃げる」にかかわるお話である。

3. 事例報告

ご講演でお話をされていたより具体的な事例をご紹介します。

①のNPO 法人バリアフリーネットワーク会議の取り組みである、空港における「しょうがい者・こうれい者観光案内所」に関しては、2018年開所的那覇空港案内所、2018年開所的那覇バスターミナル案内所、2019年開所の福岡空港案内所、2023年開所的那覇空港国際線案内所のお話があり、2025年開所予定の石垣空港の案内所のお話があった。こうしたお話と、那覇空港しょうがい者・こうれい

者観光案内所の「問い合わせ件数の推移(年度別)」、「相談件数の推移(年度別)」、「観光案内所の相談者の割合(令和5年度)」、「障がい種別 相談割合(令和5年度)」、「車いす貸出数の推移数(年度別)」、「ベビーカー貸出日数の推移(年度別)」、「ベビーカー貸出台数の推移(年度別)」などの数字を併せて、ご紹介くださった。福岡空港に関する同様のお話もしていただいた。

②沖縄県におけるパラスポーツツーリズムの受け入れに関しては、2024年に沖縄で開催された「デフバレー世界選手権」の受け入れ、令和16(2034)年に開催予定の「国スポ・全障スポ」(「第88回国民スポーツ大会」及び「第33回全国障害者スポーツ大会」)の受け入れのお話をしていただいた。これに関連して、宿泊施設において火災等の事態が発生した場合を想定して、視覚障がいや聴覚障がい者等の宿泊に際しての避難経路の事前説明をどのようにするか、また火災などを想定した実証実験(避難訓練)の具体的・実践的な方策に関するお話をしていただいた。

＊

講演のなかで印象に残ったのは、親川氏が持参して配布してくださった、NPO法人バリアフリーネットワーク会議発行のバリアフリー観光ガイドの冊子「そらくる沖縄(SORAKURU-OKINAWA)」の最新版(Vol.18、2025)である。目次から一部紹介すると、最初に「しょうがい者・こうれい者観光案内所」から始まり、「沖縄のビーチ情報」など各種交通手段や観光地やイベント情報などを挟んで、最後に「沖縄県障がい者歯科地域協力医登録医院」の情報で終わっている。この冊子は、企業等に広告を依頼して、その広告収入によって発行しているとのことであった。そして、実際に企業に広告を依頼する際には、単にしょうがい者のため、というお題目では説得できず、実証的な数字も交えつつ企業の利益になることを説明するというビジネス的な実践のお話が、記憶に残った。

また、冊子をめくると「しょうがい者」「こうれい者」という表記が注意を引いた。これまで「障害者」「障がい者」「障碍者」の表記は見たことがあったが、「しょうがい者」「こうれい者」は初めてであった。この表記は、これも親川氏が持参された案内所などで使う文章を表示する機器の実演でも同様であった。どうして「しょうがい者」「こうれい者」とひらがなを多用した表記を用いるのか。親川氏の説明は、こうだ。例えば「高齢者」と画数の多い漢字で表記すると、視力の弱った年配の方には判読が難しく、自分には関係がないと必要・有用な情報を見過ごし、素通りしてしまうという問題がおこるから、ということなのである。「しょうがい者」の場合も弱視などの場合には同じ説明が当てはまるだろう。文章を表示する機器でも、冊子でも、「しょうがい者」「こうれい者」にいかにして「情報保障」をするのか、という問題に関わるお話であった。

(研究会報告担当者：小田切建太郎)